

前橋市暴力団排除対策措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等並びに物品の購入、製造及び役務等業務（以下「建設工事等」という。）から暴力団等の介入を排除するために行う指名停止の措置等について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止等)

第2条 市長は、建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者並びに前橋市小規模修繕工事契約希望者登録事務取扱要領に基づく登録者（以下「有資格者」という。）が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、前橋市指名停止措置要綱第7条に規定する前橋市指名停止審査会の意見を聴き、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止の措置を受ける有資格者に対し、現に建設工事等の一般競争入札に係る参加資格を有することの認定又は指名競争入札に係る指名（以下「指名等」という。）を行っているときは、当該指名等を取り消すものとする。

3 市長が第1項の規定により指名停止を行ったときは、契約監理課長（役務の提供に係る業務の委託にあつては当該事務事業を主管する課の課長）は、建設工事等の競争入札のため指名等を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者（以下「指名停止業者」という。）を指名等してはならない。

4 市長は、指名等を受けた有資格者が行った入札にもかかわらず、入札から落札者決定までの間に第1項の規定により指名停止業者となった者が行った入札については、入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札とみなす。

5 市長は、契約の締結の前において落札者が第1項の規定により指名停止業者となったときは、当該落札を取り消すものとする。指名停止業者を誤って指名し当該業者を落札者としたとき、又は入札から落札者決定までの間に指名停止業者となった者を誤って落札者としたときも同様とする。

6 市長は、契約の相手方が第1項の規定により指名停止業者となった場合に当該契約の解除ができるよう措置を構ずるものとする。

7 市長は、第1項の規定による指名停止の期間中の有資格者が別表各号に定められた期間を経過し、かつ、改善されたと認められたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 前条第2項から第7項までの規定は、前3項の規定により指名停止の措置を受けた業者について準用する。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(警察等からの情報入手)

第5条 契約監理課長は、警察等捜査機関からの通報により、有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することを知ったときは、当該有資格者の指名停止について前橋市指名停止審査会の審査に付するものとする。

(工事若しくは業務の妨害又は不当要求の際の措置)

第6条 市長は、建設工事等の請負の受注業者又は下請業者が暴力団による工事若しくは業務の妨害又は不当要求を受けたときは、市長への報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導しなければならない。

2 市長は、建設工事等の受注業者の下請業者が暴力団による工事若しくは業務の妨害又は不当要求を受けたときは、当該下請業者に対し受注業者へ速やかに報告を行うよう受注業者に指導を求めるものとする。

(関係機関への協力要請)

第7条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係官公庁その他の機関に積極的な協力を要請するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 建設工事等の所管課長は、指名停止の期間中の有資格者及び前橋市の競争入札参加資格の有無にかかわらず警察等捜査機関から別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する旨の通報を受けた場合の当該通報に係る業者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請等の禁止)

第9条 建設工事等の所管課長は、指名停止の期間中の有資格者及び前橋市の競争入札参加資格の有無にかかわらず警察等捜査機関から別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する旨の通報等を受けた場合の当該通報にかかる業者が本市発注の建設工事等の全部又は一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(準用)

第10条 前橋市指名停止措置要綱第7条から第12条まで及び第15条の規定は、前条までの規定に抵触しない範囲において、この要領に基づく指名停止について準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

暴力団等反社会的勢力への関与に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>（暴力団等反社会的勢力への関与）</p> <p>1 有資格者である個人、有資格者の役員又は有資格者の経営に事実上参加している者が暴力団等反社会的勢力であると認められるとき。</p> <p>2 有資格者である個人又は有資格者の役員が業務に関し不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために、暴力団等反社会的勢力を使用したと認められるとき。</p> <p>3 有資格者である個人又は有資格者の役員がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等反社会的勢力に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。</p> <p>4 有資格者である個人、有資格者の役員又は有資格者の経営に事実上参加している者が暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>5 有資格者である個人、有資格者の役員又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団等反社会的勢力がその経営又は運営に実質的に関与している業者であること若しくは暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している業者と知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。</p> <p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>6 有資格者が受注した契約の施行に対し、暴力団等反社会的勢力からの不当な要求又は介入（以下「不当介入」という。）を受けたとき又は下請その他の当該契約に関する契約の相手方が不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市及び警察に通報しなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間</p> <p>当該認定をした日から2か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から2か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間</p> <p>当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間</p> <p>当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間</p>